

身体拘束等の適正化のための指針

合同会社なな色

なないろ介護サービス

身体拘束等の適正化のための指針

I 目的

この指針は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法（以下「障害者虐待防止法等」という。）の趣旨を踏まえ、事業所全体で利用者の生きがいと安心・安全を提供するため、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで身体拘束を原則禁止とする。

II 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

事業者は身体拘束防止に関し次の指針を定め、すべての従業者に周知徹底する。

- ① 身体拘束は行ってはならない
- ② 身体拘束を許容する考え方はしない
- ③ 利用者の人権を最優先する
- ④ やむを得ない場合、利用者・家族に説明を行う

III 虐待防止・身体拘束等の適正化委員会に関する事項

1. 虐待防止及び身体拘束等の適正化の責任者の設置

管理者は、虐待防止及び身体拘束等の適正化責任者となり、虐待及び身体拘束の未然防止に率先して取り組む。また、サービス提供責任者は、利用者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた事業所運営のために職員とともに取り組む。

2. 委員会の設置

委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。

虐待防止検討委員会で協議した内容は、事業所従業員全員に周知徹底する。

3. 虐待防止委員会の役割

委員会は定期的（年1回以上）に開催し、次のことを検討・協議する。また、必要時には随時開催する。

- ① 虐待の未然防止のために身体拘束等禁止マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ② 虐待防止チェックリストを活用し、虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ③ 虐待が発生した場合、その原因を分析し再発防止に努める。
- ④ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続を行う。
- ⑤ 委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

IV 身体拘束等を行う場合の報告方法及び方策と発生した場合の対応

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、そのすべての事案を管理者に報告する。管理者は即時に委員会を招集し検討する。

身体拘束は行わないことが原則であるが、利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急かつやむを得ず身体拘束を行う場合は次の手順にて行う。

1. 委員会での検討

- ① 緊急かつやむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件のすべてに該当するかを確認する。
- ② 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③ 身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

＜緊急かつやむを得ない場合の例外三原則とは＞

- ① 切迫性：利用者本人の生命・身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（利用者の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要）

2. 利用者及び家族への説明

- ① 利用者本人・家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。
- ② 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族に再度同意を得たうえで実施する。

3. 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録用紙に記録する。記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

4. 身体拘束の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・家族に報告する。

V 身体拘束等の適正化推進のための基本方針

1. 身体拘束等をしない支援を提供していくため、事業所として以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動に努める。

- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送れるように努める。

2.その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。

VI 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

附則

本指針は、令和5年2月1日より施行する。